

別表 (第 5 条関係)

## 教 育 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	154,037	198,465	259,742	334,663	425,426
	2	155,541	200,170	262,550	336,970	427,232
	3	157,046	201,775	265,258	339,277	429,037
	4	158,550	203,480	267,967	341,583	430,842
	5	160,255	205,285	270,574	343,890	432,447
	6	162,161	206,990	273,282	346,197	434,051
	7	163,966	208,695	275,789	348,503	435,957
	8	165,771	210,300	278,297	350,810	437,862
	9	167,576	212,105	280,805	352,916	439,668
	10	169,682	214,010	283,412	355,123	441,473
	11	171,688	215,916	286,120	357,329	443,378
	12	173,694	217,821	288,728	359,535	445,284
	13	175,700	219,526	291,236	361,742	446,989
	14	177,906	221,532	293,843	363,748	448,894
	15	180,113	223,538	296,451	365,753	450,800
	16	182,319	225,544	298,959	367,859	452,705
	17	184,626	227,449	301,667	369,765	454,410
	18	187,233	230,157	304,274	371,771	456,216
	19	189,740	232,865	306,882	373,777	458,021
	20	192,248	235,573	309,590	375,782	459,826
	21	194,755	238,381	312,298	377,788	461,431
	22	196,460	241,289	314,906	379,694	463,236
	23	198,165	244,198	317,413	381,700	465,141
	24	199,870	247,006	320,121	383,605	466,846
	25	201,374	249,613	322,729	385,110	468,551
	26	203,079	252,422	325,136	387,015	470,256
	27	204,784	255,230	327,543	388,821	471,861
	28	206,388	257,938	329,950	390,726	473,566
	29	207,893	260,746	332,357	392,632	475,371
	30	209,598	263,354	334,363	394,637	476,976
	31	211,303	265,861	336,569	396,643	478,580
	32	213,008	268,369	338,775	398,649	480,285
	33	214,612	270,676	340,982	400,454	481,990
	34	216,417	273,183	343,188	402,159	482,993
	35	218,223	275,690	345,394	403,864	483,996
	36	220,028	278,098	347,601	405,669	484,798
	37	221,633	280,505	349,807	406,873	485,901
	38	223,438	283,012	352,014	408,377	
	39	225,243	285,520	354,220	409,781	
	40	227,048	288,027	356,426	411,286	

	41	228,954	290,434	358,532	412,991
	42	230,759	292,942	360,639	414,395
	43	232,564	295,349	362,745	415,799
	44	234,269	297,856	364,851	417,403
	45	235,974	300,163	366,957	419,008
	46	237,679	302,671	368,963	420,312
	47	239,284	305,178	370,969	421,916
	48	240,889	307,886	373,075	423,521
	49	242,494	310,393	374,880	425,226
	50	244,199	312,901	376,786	426,630
	51	245,704	315,408	378,691	428,235
	52	247,409	317,915	380,697	429,839
	53	248,813	320,322	382,703	431,544
	54	250,317	322,528	384,508	433,049
	55	251,922	324,735	386,313	434,653
	56	253,427	326,941	388,119	436,258
	57	254,831	329,248	389,623	437,762
	58	256,336	331,454	391,328	439,267
	59	257,840	333,661	393,033	440,671
	60	259,345	335,767	394,738	442,175
	61	260,849	337,973	396,042	443,780
	62	262,354	340,179	397,446	445,284
	63	263,958	342,386	398,850	446,788
	64	265,363	344,592	400,153	448,293
	65	266,867	346,598	401,557	449,998
	66	268,472	348,804	402,861	451,502
	67	270,077	351,011	404,265	453,006
	68	271,782	353,217	405,669	454,611
	69	273,286	355,223	407,073	456,216
	70	274,790	357,229	408,377	457,720
	71	276,195	359,335	409,781	459,325
	72	277,699	361,441	411,185	460,929
	73	278,903	363,246	412,489	462,434
	74	280,307	365,152	413,893	463,436
	75	281,711	367,058	415,297	464,439
再任 用職 員以 外の 職員	76	283,115	368,963	416,701	465,242
	77	284,519	370,969	417,905	466,044
	78	285,722	372,674	419,209	
	79	286,926	374,379	420,512	
	80	288,129	376,084	421,916	
	81	289,433	377,588	423,220	
	82	290,636	379,093	424,524	
	83	291,840	380,597	425,727	
	84	293,043	382,101	427,031	
	85	294,247	383,204	428,235	
	86	295,450	384,608	429,438	
	87	296,654	386,013	430,642	
	88	297,857	387,417	431,745	

89	299,061	388,720	432,848
90	300,264	390,024	433,851
91	301,468	391,328	434,854
92	302,671	392,632	435,857
93	303,474	393,935	436,860
94	304,577	395,139	437,963
95	305,680	396,443	438,966
96	306,884	397,746	440,069
97	307,887	399,151	440,971
98	308,990	400,153	441,673
99	310,093	401,257	442,476
100	311,196	402,360	443,078
101	312,099	403,262	443,880
102	313,202	404,265	444,482
103	314,305	405,368	445,083
104	315,408	406,472	445,685
105	316,010	407,174	446,187
106	316,913	408,177	446,788
107	317,715	409,180	447,390
108	318,517	410,182	447,992
109	319,420	410,985	448,593
110	319,821	411,887	
111	320,323	412,790	
112	320,824	413,592	
113	321,426	414,194	
114	321,827	414,896	
115	322,328	415,598	
116	322,830	416,300	
117	323,432	417,002	
118	323,933	417,804	
119	324,434	418,406	
120	324,936	419,209	
121	325,437	419,810	
122	325,839	420,211	
123	326,340	420,713	
124	326,841	421,014	
125	327,443	421,415	
126	327,744	421,916	
127	328,045	422,418	
128	328,346	422,919	
129	328,647	423,320	
130	328,948	423,822	
131	329,248	424,323	
132	329,549	424,825	
133	329,750	425,226	
134	329,950	425,727	
135	330,151	426,229	
136	330,452	426,730	

	137	330,753	427,131			
	138	330,953				
	139	331,254				
	140	331,555				
	141	331,756				
	142	331,956				
	143	332,257				
	144	332,458				
	145	332,759				
	146	332,959				
	147	333,260				
	148	333,561				
	149	333,761				
	150	333,962				
	151	334,263				
	152	334,564				
	153	334,764				
再任用職員		235,778	279,404	308,789	337,472	423,521

備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額を、この表の額に7,722円をそれぞれ加算した額とする。

第 4 条 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 条第 6 項」を「第 2 4 条第 5 項」に改める。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 削除

第 5 条第 1 項中「別表」を「別表第 1」に改め、同項ただし書中「規定する職員」の次に「（第 3 項において「市町村立学校職員」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項」を「前項本文」に改め、「給料表」の次に「（以下単に「給料表」という。）」を加え、「標準的な」を削り、「熊本県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める」を「別表第 2 の等級別基準職務表に定めるとおりとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、同表のそれぞれの職務の級に分類されるものとする。

第 5 条第 3 項中「すべて」を「全て」に、「前項」を「第 2 項前段」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、中学校の職員に適用する等級別基準職務表は、市町村立学校職員の例による。

第 6 条第 1 項中「熊本県人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）」を「人事委員会規則」に改め、同条第 4 項中「同日前」の次に「において人事委員会規則で定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第 29 条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第 10 条第 2 第 2 項第 1 号中「100 分の 18」を「100 分の 20」に改め、同項第 2 号中「100 分の 15」を「100 分の 16」に改め、同項第 3 号中「100 分の 12」を「100 分の 15」に改め、同項第 4 号中「100 分の 10」を「100 分の 12」に改め、同項第 5 号中「100 分の 6」を「100 分の 10」に改め、同項第 6 号中「100 分の 3」を「100 分の 6」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(7) 7 級地 100 分の 3

第 17 条第 1 項中「対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改め、同条第 2 項中「任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する」を削り、同項第 1 号中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 75、12 月に支給する場合においては 100 分

の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」を「100分の37.5」に改める。

第20条中「18」を「毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計」に改める。

別表を次のように改める。

別表第 1 (第 5 条関係)

教 育 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	153,600	197,900	258,200	327,200	415,700
	2	155,100	199,600	260,700	329,400	417,500
	3	156,600	201,200	263,000	331,700	419,300
	4	158,100	202,900	265,400	333,900	421,000
	5	159,800	204,700	268,000	336,200	422,500
	6	161,700	206,400	270,400	338,400	424,000
	7	163,500	208,100	272,600	340,700	425,900
	8	165,300	209,700	274,800	343,000	427,800
	9	167,100	211,500	277,200	345,000	429,600
	10	169,200	213,400	279,500	347,100	431,400
	11	171,200	215,300	281,900	349,300	433,300
	12	173,200	217,200	284,200	351,400	435,100
	13	175,200	218,900	286,600	353,600	436,800
	14	177,400	220,900	288,700	355,600	438,700
	15	179,600	222,900	290,700	357,600	440,500
	16	181,800	224,900	292,700	359,600	442,400
	17	184,100	226,800	294,900	361,500	444,100
	18	186,700	229,500	297,500	363,400	445,900
	19	189,200	232,200	300,000	365,400	447,700
	20	191,700	234,900	302,700	367,400	449,500
	21	194,200	237,500	305,200	369,200	451,100
	22	195,900	240,300	307,800	371,100	452,800
	23	197,600	242,900	310,200	373,000	454,700
	24	199,300	245,600	312,900	374,900	456,400
	25	200,800	248,100	315,500	376,400	458,100
	26	202,500	250,600	317,800	378,200	459,700
	27	204,200	253,100	320,200	380,000	461,300
	28	205,800	255,500	322,500	381,900	462,800
	29	207,300	258,200	324,800	383,800	464,300
	30	209,000	260,600	326,800	385,700	465,600
	31	210,700	262,800	329,000	387,600	466,900
	32	212,400	265,000	331,200	389,600	468,200
	33	214,000	267,200	333,300	391,300	469,400
	34	215,800	269,400	335,500	393,000	470,100
	35	217,600	271,600	337,700	394,600	470,800
	36	219,400	273,700	339,800	396,400	471,500
	37	221,000	276,000	342,000	397,600	472,100
	38	222,800	278,000	344,100	399,100	
	39	224,600	280,000	346,300	400,500	
	40	226,400	282,000	348,400	401,900	

	41	228,100	283,900	350,500	403,600
	42	229,800	286,400	352,600	405,000
	43	231,400	288,700	354,600	406,300
	44	233,000	291,200	356,700	407,800
	45	234,600	293,400	358,700	409,400
	46	236,000	295,900	360,700	410,700
	47	237,300	298,300	362,700	412,200
	48	238,600	301,000	364,700	413,800
	49	240,100	303,400	366,500	415,500
	50	241,600	305,800	368,300	416,900
	51	242,800	308,300	370,200	418,500
	52	244,300	310,700	372,200	420,000
	53	245,600	313,100	374,100	421,700
	54	246,800	315,300	375,900	423,200
	55	248,200	317,400	377,700	424,800
	56	249,400	319,600	379,400	426,400
	57	250,700	321,900	380,900	427,900
	58	251,800	324,000	382,500	429,400
	59	253,000	326,200	384,200	430,600
	60	254,200	328,200	385,900	431,800
	61	255,500	330,400	387,100	433,000
	62	256,900	332,500	388,500	434,300
	63	258,300	334,700	389,900	435,600
	64	259,500	336,900	391,200	436,800
	65	260,900	338,800	392,600	438,000
	66	262,400	341,000	393,800	439,200
	67	264,000	343,100	395,200	440,400
	68	265,700	345,300	396,600	441,600
	69	267,200	347,300	397,900	442,800
	70	268,600	349,200	399,200	444,000
	71	270,000	351,300	400,600	445,200
	72	271,500	353,300	401,900	446,400
	73	272,600	355,100	403,200	447,500
	74	274,000	357,000	404,600	448,100
	75	275,400	358,800	406,000	448,600
再任用職員以外の職員	76	276,700	360,700	407,300	449,100
	77	278,100	362,600	408,500	449,600
	78	279,300	364,300	409,700	
	79	280,500	366,000	411,000	
	80	281,700	367,600	412,400	
	81	282,900	369,100	413,700	
	82	284,100	370,600	414,900	
	83	285,300	372,100	415,900	
	84	286,500	373,500	417,100	
	85	287,700	374,600	418,300	
	86	288,800	376,000	419,500	
	87	290,000	377,400	420,700	
	88	291,200	378,700	421,700	

89	292,400	380,000	422,800
90	293,500	381,300	423,800
91	294,700	382,500	424,800
92	295,900	383,800	425,800
93	296,700	385,100	426,700
94	297,700	386,200	427,500
95	298,800	387,500	428,300
96	300,000	388,700	429,100
97	301,000	390,100	429,900
98	302,100	391,100	430,300
99	303,100	392,200	430,700
100	304,200	393,200	431,100
101	305,100	394,100	431,500
102	306,200	395,100	431,800
103	307,300	396,200	432,100
104	308,300	397,300	432,400
105	308,900	398,000	432,700
106	309,800	398,900	433,000
107	310,600	399,800	433,300
108	311,400	400,700	433,500
109	312,300	401,500	433,700
110	312,700	402,400	434,000
111	313,100	403,200	434,300
112	313,600	404,000	434,500
113	314,200	404,600	434,700
114	314,600	405,300	435,000
115	315,100	406,000	435,300
116	315,600	406,700	435,500
117	316,200	407,300	435,700
118	316,700	407,800	
119	317,100	408,200	
120	317,600	408,600	
121	318,100	409,000	
122	318,500	409,300	
123	319,000	409,600	
124	319,500	409,800	
125	320,100	410,000	
126	320,400	410,300	
127	320,700	410,600	
128	321,000	410,800	
129	321,200	411,000	
130	321,500	411,300	
131	321,800	411,600	
132	322,100	411,800	
133	322,300	412,000	
134	322,500	412,300	
135	322,700	412,600	
136	323,000	412,800	



	137	323,300	413,000			
	138	323,500	413,300			
	139	323,800	413,600			
	140	324,100	413,800			
	141	324,300	414,000			
	142	324,500	414,300			
	143	324,800	414,600			
	144	325,000	414,800			
	145	325,300	415,000			
	146	325,500				
	147	325,800				
	148	326,100				
	149	326,300				
	150	326,500				
	151	326,800				
	152	327,100				
	153	327,300				
再任職員		232,800	273,100	301,800	329,900	414,000

備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7,700 円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 (第 5 条関係)

教育職給料表(2) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	高等学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
2 級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、主任実習助手又は主任寄宿舎指導員の職務
特 2 級	高等学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務
3 級	高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務
4 級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務

(熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第 5 条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例 (昭和 29 年熊本県条例第 20 号) の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第 5 条関係)

## 教 育 職 給 料 表 (3)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	154,037	169,983	259,742	291,034	414,996
	2	155,541	172,089	262,550	294,043	416,501
	3	157,046	174,195	265,258	297,152	418,005
	4	158,550	176,401	267,967	300,161	419,509
	5	160,255	178,407	270,574	302,769	420,913
	6	162,161	180,614	273,282	305,677	422,418
	7	163,966	182,820	275,789	308,686	424,022
	8	165,771	185,026	278,297	311,595	425,627
	9	167,576	187,333	280,805	314,604	427,031
	10	169,682	190,141	283,412	317,412	428,435
	11	171,688	192,849	286,120	320,221	429,839
	12	173,694	195,557	288,728	323,129	431,243
	13	175,700	198,465	291,236	325,837	432,547
	14	177,906	200,170	293,843	327,943	433,951
	15	180,113	201,775	296,451	330,050	435,355
	16	182,319	203,480	298,959	332,357	436,759
	17	184,626	205,285	301,667	334,663	437,963
	18	187,233	206,990	304,274	336,970	439,267
	19	189,740	208,695	306,882	339,277	440,470
	20	192,248	210,300	309,590	341,583	441,774
	21	194,755	212,105	312,298	343,890	442,877
	22	196,460	214,010	314,906	346,197	444,181
	23	198,165	215,916	317,413	348,503	445,484
	24	199,870	217,821	320,121	350,810	446,788
	25	201,374	219,526	322,729	352,916	448,092
	26	202,979	221,532	325,136	354,822	449,396
	27	204,583	223,538	327,543	356,727	450,599
	28	206,088	225,544	329,950	358,633	451,903
	29	207,793	227,449	332,357	360,538	453,207
	30	209,497	230,157	334,363	362,444	454,310
	31	211,202	232,865	336,569	364,149	455,513
	32	212,907	235,573	338,775	366,054	456,717
	33	214,412	238,381	340,982	367,859	457,920
	34	216,117	241,289	343,088	369,564	458,823
	35	217,822	244,198	345,194	371,370	459,726
	36	219,526	247,006	347,300	373,175	460,428
	37	221,031	249,613	349,406	375,080	461,330
	38	222,736	252,422	351,412	376,685	
	39	224,441	255,230	353,418	378,290	
	40	226,146	257,938	355,423	379,894	

	41	227,951	260,746	357,329	381,198
	42	229,756	263,354	359,134	382,702
	43	231,561	265,861	360,939	384,107
	44	233,266	268,369	362,745	385,611
	45	235,172	270,676	364,550	387,216
	46	236,877	273,183	366,255	388,820
	47	238,482	275,690	367,960	390,425
	48	240,187	278,098	369,564	392,030
	49	241,691	280,505	370,968	393,434
	50	243,396	283,012	372,573	394,938
	51	245,001	285,520	374,178	396,442
	52	246,606	288,027	375,883	397,947
	53	247,810	290,434	377,488	399,150
	54	249,415	292,942	378,992	400,454
	55	251,019	295,349	380,496	401,557
	56	252,624	297,856	382,001	402,761
	57	253,928	300,163	383,505	404,165
	58	255,433	302,671	384,909	405,368
	59	256,837	305,178	386,313	406,672
	60	258,241	307,886	387,717	407,976
	61	259,746	310,393	388,620	409,280
	62	261,150	312,901	389,823	410,283
	63	262,554	315,408	391,027	411,687
	64	263,958	317,915	392,230	413,091
	65	265,262	320,322	393,233	414,294
	66	266,767	322,528	394,437	415,397
	67	268,271	324,735	395,440	416,601
	68	269,776	326,941	396,543	417,804
	69	271,481	329,248	397,746	418,807
	70	272,985	331,454	398,749	420,011
	71	274,489	333,661	399,853	421,214
	72	275,994	335,767	401,056	422,418
	73	277,197	337,973	402,159	423,220
再任 用職 員以 外の 職員	74	278,501	340,179	403,262	424,022
	75	279,805	342,386	404,366	424,825
	76	281,109	344,592	405,469	425,627
	77	282,513	346,498	406,371	426,229
	78	283,716	348,403	407,374	427,031
	79	284,920	350,309	408,377	427,733
	80	286,123	352,214	409,380	428,435
	81	287,427	354,019	410,182	429,238
	82	288,430	355,825	410,985	429,839
	83	289,634	357,630	411,787	430,341
	84	290,837	359,435	412,589	431,043
	85	291,840	360,839	413,291	431,745
	86	292,843	362,544	414,094	432,246
	87	293,846	364,049	414,796	432,848
	88	294,849	365,654	415,498	433,550

89	295,952	367,158	416,200	434,252
90	296,854	368,462	416,902	434,854
91	297,757	369,866	417,403	435,556
92	298,660	371,270	418,105	436,057
93	299,161	372,774	418,607	436,559
94	299,963	374,078	419,108	
95	300,666	375,382	419,810	
96	301,468	376,686	420,512	
97	302,270	377,688	421,014	
98	303,073	378,691	421,515	
99	303,875	379,694	422,117	
100	304,677	380,697	422,418	
101	305,580	381,800	422,919	
102	306,081	382,803	423,521	
103	306,583	383,806	424,123	
104	307,084	384,809	424,624	
105	307,285	385,611	425,025	
106	307,686	386,514	425,627	
107	307,987	387,417	426,229	
108	308,288	388,419	426,730	
109	308,488	389,322	427,232	
110	308,689	390,325		
111	308,990	391,328		
112	309,291	392,331		
113	309,491	392,933		
114	309,692	393,835		
115	309,892	394,738		
116	310,193	395,640		
117	310,494	396,443		
118	310,795	397,245		
119	311,096	398,047		
120	311,397	398,850		
121	311,497	399,451		
122	311,698	400,254		
123	311,999	400,956		
124	312,299	401,658		
125	312,500	402,360		
126		403,062		
127		403,563		
128		404,165		
129		404,867		
130		405,469		
131		406,171		
132		406,773		
133		407,073		
134		407,675		
135		408,277		
136		408,678		

	137		409,079			
	138		409,681			
	139		410,283			
	140		410,884			
	141		411,286			
	142		411,887			
	143		412,489			
	144		413,091			
	145		413,492			
	146		414,094			
	147		414,695			
	148		415,297			
	149		415,698			
再任用職員		226,953	276,095	303,775	330,652	413,291

備考 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。  
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7,521 円をそれぞれ加算した額とする。

第 6 条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 削除

第 5 条第 1 項中「別表」を「別表第 1」に改め、同条第 2 項中「前項」を「前項本文」に改め、「給料表」の次に「（以下単に「給料表」という。）」を加え、「標準的な」を削り、「熊本県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める」を「別表第 2 の等級別基準職務表に定めるとおりとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、同表のそれぞれの職務の級に分類されるものとする。

第 5 条第 3 項中「すべて」を「全て」に、「前項」を「第 2 項前段」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、特別支援学校の職員に適用する等級別基準職務表は、県立学校職員の例による。

第 6 条第 1 項中「熊本県人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）」を「人事委員会規則」に改め、同条第 4 項中「同日前」の次に「において人事委員会規則で定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第 29 条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第 19 条中「18」を「毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計」に改める。

別表を次のように改める。

別表第 1 (第 5 条関係)

## 教 育 職 給 料 表 (3)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	153,600	169,500	258,200	287,300	405,500
	2	155,100	171,600	260,700	289,900	407,000
	3	156,600	173,700	263,000	292,800	408,500
	4	158,100	175,900	265,400	295,400	410,000
	5	159,800	177,900	268,000	297,900	411,400
	6	161,700	180,100	270,400	300,300	412,800
	7	163,500	182,300	272,600	302,700	414,300
	8	165,300	184,500	274,800	305,100	415,900
	9	167,100	186,800	277,200	307,600	417,300
	10	169,200	189,600	279,500	310,300	418,700
	11	171,200	192,300	281,900	313,000	420,100
	12	173,200	195,000	284,200	315,900	421,400
	13	175,200	197,900	286,600	318,500	422,700
	14	177,400	199,600	288,700	320,500	424,100
	15	179,600	201,200	290,700	322,600	425,500
	16	181,800	202,900	292,700	324,900	426,900
	17	184,100	204,700	294,900	327,200	428,100
	18	186,700	206,400	297,500	329,400	429,400
	19	189,200	208,100	300,000	331,700	430,600
	20	191,700	209,700	302,700	333,900	431,900
	21	194,200	211,500	305,200	336,200	433,000
	22	195,900	213,400	307,800	338,400	434,200
	23	197,600	215,300	310,200	340,700	435,500
	24	199,300	217,200	312,900	343,000	436,800
	25	200,800	218,900	315,500	345,000	438,100
	26	202,400	220,900	317,800	346,800	439,300
	27	204,000	222,900	320,200	348,700	440,300
	28	205,500	224,900	322,500	350,600	441,400
	29	207,200	226,800	324,800	352,500	442,600
	30	208,900	229,500	326,800	354,300	443,400
	31	210,600	232,200	329,000	356,000	444,200
	32	212,300	234,900	331,200	357,900	445,100
	33	213,800	237,500	333,300	359,600	446,000
	34	215,500	240,300	335,400	361,300	446,500
	35	217,200	242,900	337,500	363,000	447,000
	36	218,900	245,600	339,500	364,800	447,500
	37	220,400	248,100	341,600	366,700	448,000
	38	222,100	250,600	343,500	368,200	
	39	223,800	253,100	345,500	369,800	
	40	225,500	255,500	347,400	371,400	

	41	227, 100	258, 200	349, 300	372, 700
	42	228, 800	260, 600	351, 100	374, 100
	43	230, 400	262, 800	352, 900	375, 500
	44	232, 000	265, 000	354, 600	377, 000
	45	233, 700	267, 200	356, 400	378, 500
	46	235, 200	269, 400	358, 100	380, 100
	47	236, 600	271, 600	359, 700	381, 700
	48	238, 000	273, 700	361, 300	383, 200
	49	239, 400	276, 000	362, 700	384, 600
	50	240, 800	278, 000	364, 200	386, 100
	51	242, 300	280, 000	365, 800	387, 600
	52	243, 500	282, 000	367, 400	389, 000
	53	244, 700	283, 900	368, 900	390, 200
	54	246, 100	286, 400	370, 400	391, 500
	55	247, 400	288, 700	371, 900	392, 600
	56	248, 600	291, 200	373, 400	393, 700
	57	249, 900	293, 400	374, 900	395, 100
	58	251, 100	295, 900	376, 300	396, 300
	59	252, 200	298, 300	377, 700	397, 500
	60	253, 400	301, 000	379, 000	398, 800
	61	254, 800	303, 400	379, 900	400, 000
	62	256, 100	305, 800	381, 100	401, 000
	63	257, 300	308, 300	382, 300	402, 400
	64	258, 300	310, 700	383, 400	403, 700
	65	259, 300	313, 100	384, 300	404, 900
	66	260, 700	315, 300	385, 500	406, 000
	67	262, 200	317, 400	386, 500	407, 200
	68	263, 700	319, 600	387, 600	408, 300
	69	265, 300	321, 900	388, 800	409, 300
	70	266, 800	324, 000	389, 800	410, 500
	71	268, 300	326, 200	390, 900	411, 700
	72	269, 800	328, 200	392, 100	412, 900
	73	271, 000	330, 400	393, 100	413, 500
再任 用職 員以 外の 職員	74	272, 200	332, 500	394, 200	414, 300
	75	273, 500	334, 700	395, 300	415, 000
	76	274, 800	336, 900	396, 400	415, 500
	77	276, 200	338, 700	397, 300	415, 800
	78	277, 300	340, 600	398, 200	416, 200
	79	278, 500	342, 500	399, 200	416, 600
	80	279, 700	344, 300	400, 200	417, 000
	81	281, 000	346, 100	401, 000	417, 300
	82	281, 900	347, 900	401, 800	417, 700
	83	283, 100	349, 600	402, 500	418, 100
	84	284, 300	351, 400	403, 300	418, 400
	85	285, 300	352, 800	404, 000	418, 700
	86	286, 200	354, 400	404, 800	419, 100
	87	287, 200	355, 900	405, 500	419, 500
	88	288, 200	357, 400	406, 200	419, 800

89	289,300	358,800	406,800	420,100
90	290,200	360,100	407,500	420,400
91	291,100	361,500	408,000	420,700
92	292,000	362,900	408,700	420,900
93	292,500	364,400	409,100	421,100
94	293,200	365,700	409,500	
95	293,900	367,000	409,800	
96	294,700	368,200	410,100	
97	295,500	369,200	410,400	
98	296,300	370,200	410,700	
99	297,100	371,200	411,000	
100	297,800	372,200	411,200	
101	298,700	373,100	411,400	
102	299,200	374,100	411,700	
103	299,700	375,100	412,000	
104	300,200	376,100	412,200	
105	300,400	376,900	412,400	
106	300,800	377,800	412,700	
107	301,100	378,700	413,000	
108	301,300	379,700	413,200	
109	301,500	380,500	413,400	
110	301,700	381,500	413,700	
111	302,000	382,500	414,000	
112	302,300	383,500	414,200	
113	302,500	384,100	414,400	
114	302,700	385,000	414,700	
115	302,900	385,900	415,000	
116	303,200	386,800	415,200	
117	303,500	387,600	415,400	
118	303,800	388,300		
119	304,100	389,100		
120	304,400	389,900		
121	304,500	390,500		
122	304,700	391,300		
123	305,000	392,000		
124	305,300	392,700		
125	305,500	393,300		
126		394,000		
127		394,500		
128		395,100		
129		395,800		
130		396,400		
131		396,900		
132		397,400		
133		397,700		
134		398,000		
135		398,300		
136		398,600		



	137		398,900			
	138		399,200			
	139		399,500			
	140		399,800			
	141		400,100			
	142		400,400			
	143		400,700			
	144		401,000			
	145		401,200			
	146		401,500			
	147		401,800			
	148		402,000			
	149		402,200			
	150		402,500			
	151		402,800			
	152		403,000			
	153		403,200			
	154		403,500			
	155		403,800			
	156		404,000			
	157		404,200			
再任用職員		224,000	269,900	296,900	323,200	404,000

備考 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7,500 円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 (第 5 条関係)

教育職給料表(3) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	中学校又は小学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務
2 級	中学校又は小学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
特 2 級	中学校又は小学校の主幹教諭又は指導教諭の職務
3 級	中学校又は小学校の副校長又は教頭の職務
4 級	中学校又は小学校の校長の職務

(熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 7 条 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 15 年熊本県条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	379,093
2	428,235
3	481,389
4	544,571

5	6 2 0 , 7 9 2
6	7 2 5 , 0 9 3
7	8 4 8 , 4 5 0

第 8 条第 2 項及び第 9 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 2 . 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 3 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」に改め、「1 0 0 分の 1 5 5」との次に「、「1 0 0 分の 1 3 7 . 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 6 0」とを加える。  
 第 8 条 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。  
 第 1 条中「第 2 4 条第 6 項」を「第 2 4 条第 5 項」に改める。  
 第 7 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	3 7 1 , 0 0 0
2	4 1 9 , 0 0 0
3	4 7 1 , 0 0 0
4	5 3 2 , 0 0 0
5	6 0 7 , 0 0 0
6	7 0 9 , 0 0 0
7	8 2 9 , 0 0 0

第 7 条第 2 項中「特定任期付職員が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い」を「その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じた次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める号給に」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1 号給
- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2 号給
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3 号給
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4 号給
- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5 号給
- (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6 号給
- (7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7 号給

第 8 条第 2 項中「第 1 5 条の 5 第 2 項中「」の次に「、6 月に支給する場合には」を加え、「」とあるのは「1 0 0 分の 1 5 5」と、「」を「、1 2 月に支給する場合には」に、「1 0 0 分の 1 6 0」を「1 0 0 分の 1 5 7 . 5」に改める。

第 9 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 5 5」と、「」を「、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 2 . 5、1 2 月に支給する場合には」に、「1 0 0 分の 1 6 0」を「1 0 0 分の 1 5 7 . 5」に改める。

(熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)  
 第 9 条 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 (平成 1 5 年熊本県条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	4 0 2 , 1 6 0
2	4 6 3 , 3 3 6
3	5 2 6 , 5 1 9
4	6 0 8 , 7 5 7
5	7 0 8 , 0 4 4
6	8 0 8 , 3 3 4

第 5 条第 2 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	3 3 3 , 9 6 2

2	371,070
3	400,154

第 6 条第 2 項中「、6 月に支給する場においては 100 分の 122.5、12 月に支給する場においては 100 分の 137.5」を「100 分の 122.5」に改め、「100 分の 155」との次に「、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 160」と」を加える。

第 10 条 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。  
 第 5 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	393,000
2	453,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第 5 条第 2 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	327,000
2	363,000
3	391,000

第 5 条第 3 項中「その者が従事する研究業務に応じて人事委員会規則で」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に」に改め、同項各号を加える。

- (1) 第 1 号 任期付研究員 その者の知識経歴等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要な程度等に応じた次のアからカまでに掲げる区分に従い、それぞれアからカまでに定める号給
  - ア 高度の専門的な知識経歴を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経歴等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 1 号給
  - イ 高度の専門的な知識経歴を有し、研究業績等に等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 2 号給
  - ウ 特に優れた研究者と認められていた者がその知識経歴等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経歴等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 3 号給
  - エ 特に優れた研究者と認められていた者がその知識経歴等に基づき特に困難な研究に重要なもの相当範囲にわたり調整等を行う職務に従事する場合 4 号給
  - オ 特に優れた研究者と認められていた者がその知識経歴等に基づき特に困難な研究に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経歴等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 5 号給
  - カ 極めて高度の専門的な知識経歴を有する者がその知識経歴等に基づき特に困難な研究に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経歴等に基づき特に困難な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 6 号給
- (2) 第 2 号 任期付研究員 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ
  - ア からウまでに定める号給
  - イ 博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法令により設けられた研究者の養成に活用され、主として博士課程を修了し、その後、研究に専念すること）を修了した者
  - ウ 博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法令により設けられた研究者の養成に活用され、主として博士課程を修了し、その後、研究に専念すること）を修了した者

ウ 博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度  
 度専門的知識を有する者当該研究に基き困難な研究を独立して  
 行研究員職務に就く者3号給  
 第6条第2項中「第15条の5第2項中「」次に「、6月に支給する場合において  
 は」を加え、「」とあるのは「100分の155」と、「」を「、12月に支給する場  
 合においては」に、「100分の160」を「100分の157.5」に改める。  
 （熊本県知事等給与及び旅費に関する条例の一部改正）  
 第11条熊本県知事等給与及び旅費に関する条例（昭和27年熊本県条例第111号）の  
 一部を次のように改正する。  
 第4条ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。  
 第14条熊本県知事等給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。  
 第4条ただし書中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分  
 の167.5」を「100分の165」に改める。  
 （熊本県教育長等給与等に関する条例の一部改正）  
 第13条熊本県教育長等給与等に関する条例（昭和63年熊本県条例第21号）の一  
 部を次のように改正する。  
 第4条ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。  
 第14条熊本県教育長等給与等に関する条例の一部を次のように改正する。  
 第4条ただし書中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分  
 の167.5」を「100分の165」に改める。  
 （熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部改正）  
 第15条熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例（昭和28年熊本県条例第1  
 1号の2）の一部を次のように改正する。  
 第5条ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。  
 第16条熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。  
 第5条ただし書中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分  
 の167.5」を「100分の165」に改める。  
 （熊本県職員等修学部分休業に関する条例の一部改正）  
 第17条熊本県職員等修学部分休業に関する条例（平成19年熊本県条例第68号）  
 の一部を次のように改正する。  
 第3条第1項中「18を」を「毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における  
 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号）第9条に  
 規定する休日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日  
 又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を」に改める。  
 （熊本県職員等高齢者部分休業に関する条例の一部改正）  
 第18条熊本県職員等高齢者部分休業に関する条例（平成19年熊本県条例第69号）  
 の一部を次のように改正する。  
 第3条第1項中「18を」を「毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における  
 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号）第9条に  
 規定する休日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日  
 又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を」に改める。  
 附 則  
 （施行期日等）  
 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第  
 10条、第12条、第14条及び第16条から第18条までの規定並びに附則第5項か  
 ら第19項まで、第21項及び第22項の規定は、平成28年4月1日から施行する。  
 2 第1条の規定による改正後の熊本県一般職の職員等給与に関する条例（以下「改正  
 後の一般職給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の熊本県立学校職  
 員の給与に関する条例（以下「改正後の県立学校職員給与条例」という。）の規定、第  
 5条の規定による改正後の熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（以下「改正  
 後の市町村立学校職員給与条例」という。）の規定、第7条の規定による改正後の熊  
 本県一般職の任期付職員等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）  
 の規定、第9条の規定による改正後の熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する  
 条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定、第11条の規定による改  
 正後の熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の知事等給与条  
 例」という。）の規定、第13条の規定による改正後の熊本県教育長等の給与等に関  
 する条例（以下「改正後の教育長等給与条例」という。）の規定及び第15条の規定に  
 による改正後の熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例（以下「改正後  
 の議員報酬等条例」という。）の規定は、平成27年4月1日（次項において「適用日  
 」という。）から適用する。  
 （適用日前の異動者の号給の調整）  
 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準  
 ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を  
 異にする異動等をしたものとした場合との権衡上、必要と認められる限度にお  
 いて、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
 （給与の内払）  
 4 改正後の一般職給与条例、改正後の県立学校職員給与条例、改正後の市町村立学  
 校職員給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の任期付研究員条例、改正後  
 の知事等給

- 与条例、改正後の規定を適用する場合  
 における規程は、当該各号に  
 定める。
- (1) 第1条の規定による改正前の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例 改正後の一般職給与条例
  - (2) 第3条の規定による改正前の熊本県立学校職員の給与に関する条例 改正後の県立学校職員給与条例
  - (3) 第5条の規定による改正前の熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例 改正後の市町村立学校職員給与条例
  - (4) 第7条の規定による改正前の熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例 改正後の任期付職員給与条例
  - (5) 第9条の規定による改正前の熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 改正後の任期付研究員給与条例
  - (6) 第11条の規定による改正前の熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例 改正後の知事等給与条例
  - (7) 第13条の規定による改正前の熊本県教育長等の給与等に関する条例 改正後の教育長等給与条例
  - (8) 第15条の規定による改正前の熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例 改正後の議員報酬等条例
- 5 平成28年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において次の各号に掲げる給料月額を受けていた職員（以下「切替日」という。）の切替日における給料月額は、当該各号に定める給料月額との権衡を考慮して人事委員会規則で定める。
- (1) 熊本県一般職の任期付職員等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の規定による給料月額第8条の規定による改正後の任期付職員条例第7条第1項の規定する給料表に掲げる号給の給料月額
  - (2) 熊本県一般職の任期付研究員等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条第4項の規定による給料表に掲げる号給の給料月額
- 6 切替日前の職員の級を異にする異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動をしようとするときは、人事委員会の定めるところにより、人事委員会の定めるところにより、必要と認められる場合には、人事委員会の定めるところにより、必要と認められる。
- 7 切替日前において給料表の適用を受けようとする職員で、その者が受ける給料月額が同日において給料表の適用を受けることとなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を支給する。
- 8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受けようとする職員（前項に規定する職員を除く。）については、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 切替日を以て前2項の規定による給料を支給するに当たっては、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 10 前3項の規定による給料を支給されようとする職員に、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（以下「一般職給与条例」という。）第15条第5項（一般職給与条例第15条第5項）の規定による改正前の規定による給料月額と熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（以下「熊本県一般職給与条例」という。）第9項（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第9項）の規定による改正後の規定による給料月額との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 11 附則第7項の規定の適用については、この規定による給料を支給される職員に、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（以下「熊本県一般職給与条例」という。）第1号（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第1号）の規定による改正前の規定による給料月額と熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（以下「熊本県一般職給与条例」という。）第9項（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第9項）の規定による改正後の規定による給料月額との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 項から第 9 項までの規定による給料を支給される職員にあっては、当該額に当該給料の額を加えた額)との合計額」とする。
- (1) 任期付職員条例第 7 条第 4 項
- (2) 任期付研究員条例第 5 条第 5 項
- (3) 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和 31 年熊本県条例第 35 号)第 25 条の 14 第 2 項
- 1 2 附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料を支給される職員にあっては、当該額に当該給料の額を加えた額)との合計額」とする。
- 1 3 附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料を支給される職員にあっては、当該額に当該給料の額を加えた額)との合計額」とする。
- 1 4 附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料を支給される職員にあっては、当該額に当該給料の額を加えた額)との合計額」とする。
- 1 5 義務教育諸学校等特別措置条例第 4 条第 4 号の適用については、前項の規定は、適用しない。
- (平成 29 年 3 月 31 日までの間における地域手当に関する特例)
- 1 6 切替日から平成 29 年 3 月 31 日までの間における地域手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる一般職給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 9 条の 2 第 2 項第 1 号	1 0 0 分の 2 0	1 0 0 分の 2 0 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第 9 条の 2 第 2 項第 2 号	1 0 0 分の 1 6	1 0 0 分の 1 6 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第 9 条の 2 第 2 項第 3 号	1 0 0 分の 1 5	1 0 0 分の 1 5 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第 9 条の 2 第 2 項第 4 号	1 0 0 分の 1 2	1 0 0 分の 1 2 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第 9 条の 2 第 2 項第 5 号	1 0 0 分の 1 0	1 0 0 分の 1 0 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第 9 条の 2 第 2 項第 6 号	1 0 0 分の 6	1 0 0 分の 6 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第 9 条の 2 第 2 項第 7 号	1 0 0 分の 3	1 0 0 分の 3 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

第 9 条の 3	1 0 0 分の 1 6	1 0 0 分の 1 6 を超えない範囲内 で人事委員会規則で定める割合
第 1 0 条の 2 第 2 項第 1 号	1 0 0 分の 2 0	1 0 0 分の 2 0 を超えない範囲内 で人事委員会規則で定める割合
第 1 0 条の 2 第 2 項第 2 号	1 0 0 分の 1 6	1 0 0 分の 1 6 を超えない範囲内 で人事委員会規則で定める割合
第 1 0 条の 2 第 2 項第 3 号	1 0 0 分の 1 5	1 0 0 分の 1 5 を超えない範囲内 で人事委員会規則で定める割合
第 1 0 条の 2 第 2 項第 4 号	1 0 0 分の 1 2	1 0 0 分の 1 2 を超えない範囲内 で人事委員会規則で定める割合
第 1 0 条の 2 第 2 項第 5 号	1 0 0 分の 1 0	1 0 0 分の 1 0 を超えない範囲内 で人事委員会規則で定める割合
第 1 0 条の 2 第 2 項第 6 号	1 0 0 分の 6	1 0 0 分の 6 を超えない範囲内で 人事委員会規則で定める割合
第 1 0 条の 2 第 2 項第 7 号	1 0 0 分の 3	1 0 0 分の 3 を超えない範囲内で 人事委員会規則で定める割合

1 7 切替日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの間に、おける地域手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる県立学校職員給与条例（市町村立学校職員給与条例第 9 条の 2 の規定により県立学校職員の例によることとされる場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（昇給に関する経過措置）  
1 8 切替日後 1 年間に於いて行われる第 2 条の規定による改正後の一般職給与条例第 5 条第 4 項の規定、第 4 条の規定による改正後の県立学校職員給与条例第 6 条第 4 項の規定又は第 6 条の規定による改正後の市町村立学校職員給与条例第 6 条第 4 項の規定による昇給については、これらの規定中「日以前 1 年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

（勤勉手当に関する経過措置）  
1 9 平成 2 8 年 6 月 1 日、同年 1 2 月 1 日、平成 2 9 年 6 月 1 日、同年 1 2 月 1 日又は平成 3 0 年 6 月 1 日を基準日とする勤勉手当に関する第 2 条の規定による改正後の一般職給与条例第 1 5 条の 6 第 1 項の規定及び第 4 条の規定による改正後の県立学校職員給与条例第 1 7 条第 1 項（第 6 条の規定による改正後の市町村立学校職員給与条例第 1 6 条の規定により県立学校職員の例によることとされる場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

（人事委員会規則への委任）  
2 0 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の一部改正）  
2 1 次に掲げる条例の規定中「受ける給料月額」の次に「（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 2 8 年熊本県条例第 1 号。以下「平成 2 8 年改正条例」という。）附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料を支給される職員にあっては、平成 2 8 年 3 月 3 1 日において受けていた給料月額）」を加え、「同日」を「切替日の前日」に改める。

- (1) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 1 8 年熊本県条例第 8 号。以下「平成 1 8 年一般職給与条例改正条例」という。）附則第 7 項
- (2) 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 1 8 年熊本県条例第 4 2 号。以下「平成 1 8 年県立学校職員給与条例改正条例」という。）附則第 6 項
- (3) 熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 1 8 年熊本県条例第 4 3 号。以下「平成 1 8 年市町村立学校職員給与条例改正条例」という。）附則第 6 項

2 2 次に掲げる条例の規定中「給料を支給される職員」の次に「（平成 2 8 年改正条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料を支給される職員を除く。）」を加える。

- (1) 平成 1 8 年一般職給与条例改正条例附則第 1 0 項及び第 1 1 項
- (2) 平成 1 8 年県立学校職員給与条例改正条例附則第 9 項及び第 1 0 項
- (3) 平成 1 8 年市町村立学校職員給与条例改正条例附則第 9 項及び第 1 0 項